

[事案 2019-246] 契約無効請求

・令和2年6月26日 裁定終了

※本事案の申立人は法人である。

<事案の概要>

保険料の支払いについて募集人から誤説明があったことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年5月に被保険者を申立人の従業員全員として契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、従業員の増減があっても、保険料に反映させる必要はなく、保険料は定額でよい等の説明があり、従業員の増減を契約に反映しなくても、保険料を福利厚生費として経費計上できると誤信して契約した。
- (2)本契約は自分（申立人代表者）の退職金積立のために契約したものであり、保険料は自分の給与を減額して捻出しているため、定額とする必要があった。
- (3)従業員の全員が本契約に加入していない場合には、福利厚生費ではなく、社員の給与として計上しなければならず、社員に無用の所得税がかかることになり、そのことを知っていれば、契約することはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、本契約について、従業員全員の加入が原則であり、従業員の入退社等に応じて、契約のメンテナンスが必要であること等を説明しており、保険料は定額である等との説明はしていない。経理処理に関しても、税理士等への照会・確認を依頼している。
- (2)設計書にも、本契約は従業員全員加入が原則であり、特定の役員・従業員が加入する場合には、福利厚生費が計上できない場合がある旨が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人代表者および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人から、従業員の増減があっても、保険料に反映させる必要はなく、定額でよい等の説明があったとは認められず、従業員の増減を契約に反映しなくても、保険料を福利厚生費として経費計上できると誤信して契約したとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。